

陳情の結果

十二月定例会で審議されました陳情は次のとおり決まりました。

採択

- 陳情第27号 ごみの分別収集の回数を増やしていただくための陳情
陳情第65号 平成十五年固定資産の評価替えにあたっての陳情
陳情第70号 障害児者の支援費制度の改善のために国への意見書採択を求める陳情
陳情第71号 障害福祉サービス水準の維持向上のため、施設や在宅サービスに対する県単補助金制度の維持向上をはかるよう県への意見書の提出を求める陳情

- 陳情第54号 少人数学級または副担任制実現に向けての陳情
陳情第66号 要約筆記者派遣についての陳情
陳情第67号 人権擁護法案の廃案を求める意見書を貴議会から国へ提出していただくようお願いします
陳情第68号 学校給食において、アルミイト食器から安全であったかみのある食器へ切り替えるよう願う陳情

継続審査

- 陳情第54号 少人数学級または副担任制実現に向けての陳情
陳情第66号 要約筆記者派遣についての陳情
陳情第67号 人権擁護法案の廃案を求める意見書を貴議会から国へ提出していただくようお願いします
陳情第68号 学校給食において、アルミイト食器から安全であったかみのある食器へ切り替えるよう願う陳情

陳情第69号 座間市公立保育園保育施策の充実を求める陳情
陳情第72号 深刻化する教育問題を打開するため、三十人学級の早期実現を求める陳情
陳情第73号 金子容子さんの早期救出を求める陳情

取り下げ承認

- 陳情第34号 学校給食において、アルミイト食器から安全であったかみのある食器へ切り替えるよう願う陳情
陳情第36号 学校給食における食器洗浄を複合石けん(合成洗剤)から、石けん使用へ切り替えていくよう願う陳情

請願・陳情の提出についてお願い

第一回(三月)定例会で、審査をするための請願・陳情は二月十七日(月)までに議会議務局に提出していただきますようお願いいたします。

議会を傍聴しましょう

議会の活動を知っていただくため、多くの皆様の傍聴をお願いします。

市役所七階の議場入口正面で受付をしています。(各委員会は、六階の議事事務局へお申し出ください)

第1回定例会の開催予定

- 2月26日(水) 本会議(提案説明)
27日(木) 本会議(総括質疑)
3月5日(水) 本会議(一般質問)
6日(木) 本会議(一般質問)
7日(金) 本会議(一般質問)
10日(月) 総務常任委員会
教育福祉常任委員会
12日(水) 市民経済常任委員会
建設水道常任委員会
13日(木) 総務常任委員会
教育福祉常任委員会
14日(金) 市民経済常任委員会
建設水道常任委員会
17日(月) 基地対策特別委員会
24日(月) 本会議(討論・採決)

お問い合わせ ☎ 252 - 8872 (直通)
市のホームページでも、市議会情報を提供しています。
アドレス http://www.city.zama.kanagawa.jp/



開通が待たれる座間立体 (15.1 座間1丁目付近)

よって、本市議会は障害者雇用の法定雇用率未達成企業の公表を強く求めるものである。
子供たちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書

少子化対策が今日求められているが、単に少子化への歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、全ての子どもたちが生まれ生きてよかったと心から思える社会、子供たちの瞳が生きて輝く社会を実現する視点が重要である。

また、子育ては今や社会全体が取り組む課題でもある。我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要であり、親への財政的支援、地域や社会における子育てのための環境整備、子育て家庭への支援など、総合的に子育て支援策を展開することが望まれている。

よって、政府においては、以下の施策の確立を図るべきである。

記

- 一 子育て中の一定期間、年金保険料を減免すること。
二 育児・介護休業制度を利用しやすくするために、育児・介護休業手当の引き上げを図るとともに、育児休業等を理由とする不利益取り扱い禁止など制度の改善・拡充を図ること。
三 乳幼児(小学校入学前児童)医療費助成による無料化を図ること。
四 妊産婦検診への公的助成の拡大、および不妊治療への保険適用、公的支援を図ること。
五 保育所入所待機児童ゼロをめざして、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ること。
六 地域子育て支援センターなど地域の、子育て拠点を整備するとともに、関係者間の連携による子育て支援ネットワークを構築して、子育てに悩みや不安を抱く親へのサポート体制を充実させること。
七 ひとり親家庭のために、自立のための経済的支援をはじめ、就労支援の充実、養育費の確保など、法的整備を含む総合的な相談体制など万全の支援を図ること。
地域雇用対策の強化・改善を求める意見書

地域雇用対策の強化・改善を求める意見書

本年九月の完全失業率が、五・四%と依然として厳しい雇用状況が続いている。なかには沖縄のように九・四%と約十人に一人が失業という非常に厳しい地域も少なくない。また、今後の景気回復の見通しが不透明なことから、依然として厳しい雇用状況が続くものと予想されます。さらに指摘されていることは、政府の総合フレ対策の一環としての不良債権処理の加速化が企業への貸し渋りや貸しはがしを加速させ、それが失業率のさらなる上昇をもたらすという懸念である。不良債権の処理は避けて通れない施策であるだけに、そのことにより生ずる貸し渋りや貸しはがしに十分に対応するとともに、雇用についての十分なセーフティネットを確立することが求められている。

急地域雇用創出特別交付金制度は、総額三千五百億円で、平成十六年度までの予定で実施されているが、平成十四年度見込みで約十六万三千人程度の雇用を生み出すなど、一定の成果を上げているところである。しかし、制度上の制約が多く、その制度の改善が地方自治体などから求められている。

よって、政府においては、同制度の改善を含む地域雇用施策の強化・改善を図るとともに、即ち雇用対策の実施を図るよう強く要望するものである。

記

- 一 緊急地域雇用創出特別交付金を活用するに当たっての六ヶ月の雇用期間、事業に占める人件費割合八十%、及び全従業員に占める失業者割合が四分の三以上といった要件を緩和し、地方自治体の活用しやすいものにする。
二 緊急地域雇用創出特別交付金制度が継続的な雇用や起業につながるよう、介護や環境等の公的サービスを民間の企業や地域ビジネスなどを支援する新しい地域雇用支援制度を創設すること。
三 三十歳以上六十歳未満の非自発的失業者や職業訓練受講者を正社員として雇い入れた場合に支給される「新規・成長分野雇用創出特別奨励金」や、失業情勢が悪化したときに発動される「緊急雇用創出特別奨励金」などの助成制度の充実を図ること。
中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書

日本経済が混迷を極める中で、中小企業の経営環境は、ますます厳しい状況となっている。市中の金融情勢は、中小企業に対する貸し渋り、貸しはがし、保証渋りなどの問題により深刻さを極めており、中小企業者にとっては、もはや「待つたなし」の状況である。政府の方針どおり、早急に不良債権処理やフレ対策を進めることは当然であるが、その結果、わが国経済の屋台骨である中小企業への融資を一層滞らせ、結果的に多くの倒産や失業の発生をもたらすことが懸念される。

こうした状況にかんがみ、政府においては、中小企業者に対するセーフティネット保証・貸付の拡充や資金調達が多様化及び中小企業に対する税制の改革など、あらゆる中小企業支援対策を大胆かつスピーディーに取り組みすべきである。

記

- 一 依然として厳しい中小企業の資金繰りに対応するため、金融セーフティネット保証・貸付の拡充を図ること。
二 売掛債権担保融資制度の普及・定着を図るため、中小企業者及び金融機関への制度や仕組みに関するPRの強化、当該制度の手続きの簡素化などを促進し、その利用拡大を図ること。
三 フレ下における政府系金融機関の役割は、極めて大きいことから、政府系金融機関の見直しについて、ペイオフの完全解禁が行われる平成十七年度まで一時凍結すること。
四 現下の厳しい経済状況にかんがみ、外形標準課税の早期導入を行わないこと。
五 事業承継税制の拡大や同族会社の留保金課税の廃止など中小企業者に対する税制面での支援を図ること。